

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年9月9日(2010.9.9)

【公開番号】特開2009-48443(P2009-48443A)

【公開日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2009-009

【出願番号】特願2007-214470(P2007-214470)

【国際特許分類】

G 06 F 12/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/00 5 3 3 J

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月27日(2010.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の記憶装置を有する第1のサーバと、第2の記憶装置を有する第2のサーバとが接続される情報処理システムにおいて、前記第2の記憶装置の記憶する登録情報を更新する情報処理方法であって、

前記第1のサーバが、前記第1のサーバから前記第2のサーバへのアクセスである第1のアクセスが可能か否か判定する第1の判定ステップと、

前記第1のサーバが、前記第1のステップにおいて前記第1のアクセスが可能と判定した場合に、前記第2のサーバに、前記登録情報を含む情報更新要求を送信する第一の更新指示ステップと、

前記第2のサーバが、前記第1のサーバから前記情報更新要求を受信した場合に、前記情報更新要求に含まれる前記登録情報を、前記第2の記憶装置に記憶させる更新ステップと、を有すること、

を特徴とする情報処理方法。

【請求項2】

請求項1に記載の情報処理方法であって、

前記第1の判定ステップにおいて前記第1のアクセスが不可と判定した場合に、前記第1のサーバが、前記第1の判定ステップにおける判定から所定の時間経過後、前記第1のアクセスが可能と判定されるまでの間、前記第1のアクセスが可能か否かの判定を行なう第2の判定ステップと、

前記第2の判定ステップにおいて前記第1のアクセスが可能と判定された場合に、前記第1のサーバが、前記第2のサーバに、前記登録情報を含む情報更新要求を出力する第二の更新指示ステップと、をさらに有すること、

を特徴とする情報処理方法。

【請求項3】

第1の記憶装置を有する第1のサーバと、第2の記憶装置を有する第2のサーバと、第3の記憶装置を有する第3のサーバとが接続される情報処理システムにおいて、前記第2の記憶装置の記憶する登録情報を更新する情報処理方法であって、

前記第1のサーバが、前記第1のサーバから前記第2のサーバへのアクセスである第1のアクセスが可能か否か判定する第1の判定ステップと、

前記第1の判定ステップにおいて前記第1のアクセスが不可と判定した場合に、前記第1のサーバが、前記第3のサーバに、前記登録情報を含む更新指示情報を送信する登録指示ステップと、

前記更新指示情報を前記第2のサーバから受信した前記第3のサーバが、前記第3のサーバから前記第2のサーバへのアクセスである第2のアクセスが可能か否か判定する第2の判定ステップと、

前記第2の判定ステップにおいて前記第2のアクセスが可能と判定した場合に、前記第3のサーバが、前記第2のサーバに、前記更新指示情報に含まれる前記登録情報を含む情報更新要求を送信する第1の更新指示ステップと、

前記第2のサーバが、前記第3のサーバから前記情報更新要求を受信した場合に、前記情報更新要求に含まれる前記登録情報を、前記第2の記憶装置に記憶させる更新ステップと、を有すること、

を特徴とする情報処理方法。

#### 【請求項4】

請求項3記載の情報処理方法であって、

前記第2の判定ステップにおいて前記第2のアクセスが不可と判定した場合に、前記第3のサーバが、前記第2の判定ステップにおける判定から所定の時間経過後、前記第2のアクセスが可能と判定されるまでの間、前記第2のアクセスが可能か否かの判定を行なう第3の判定ステップと、

前記第3の判定ステップにおいて前記第2のアクセスが可能と判定された場合、前記第3のサーバが、前記第2のサーバに、前記登録情報を含む情報更新要求を出力する第2の更新指示ステップと、をさらに有すること、

を特徴とする情報処理方法。

#### 【請求項5】

請求項4に記載の情報処理方法であって、

前記登録指示ステップにおいて、

更新前の登録情報である旧登録情報と、前記旧登録情報と置き換える対象である登録情報である新登録情報とを含む前記更新指示情報を出力し、

前記第2の更新指示ステップにおいて、

前記更新指示情報に含まれる前記新登録情報と前記旧登録情報とを含む情報更新要求を出力すること、

を特徴とする情報処理方法。

#### 【請求項6】

請求項5に記載の情報処理方法であって、

前記第2のサーバが、前記情報更新要求を受信した場合に、前記情報更新要求に含まれる前記旧登録情報と、前記第2の記憶装置に記憶されている登録情報とが一致するか否か判定する整合性判定ステップ、をさらに有し、

前記整合性判定ステップにおいて前記一致しない場合に、

前記第2のサーバが、前記第2の記憶装置に記憶されている登録情報と、前記情報更新要求に含まれる前記新登録情報とを出力装置に出力し、前記出力装置に出力された登録情報のうちいずれか一方から選択された登録情報を、前記第2の記憶装置に記憶させ、前記選択された登録情報を含む情報更新要求を、前記第1のサーバに送信し、

前記第1のサーバが、前記第2のサーバから送信された前記情報更新要求を受信すると、前記情報更新要求に含まれる登録情報を、前記第1の記憶装置に記憶させる、こと、

を特徴とする情報処理方法。

#### 【請求項7】

請求項4に記載の情報処理方法であって、

前記第1の記憶装置および前記第2の記憶装置の各々は、登録情報の更新状況を示す更新識別子をさらに記憶していること、

を特徴とする情報処理方法。

**【請求項 8】**

請求項7に記載の情報処理方法であって、

前記第1のサーバが、前記登録指示ステップで、前記登録情報及び前記登録情報の更新識別子を含む更新指示情報を送信し、

前記第3のサーバが、前記第2の更新指示ステップで、前記更新指示情報に含まれる前記登録情報及び前記更新識別子を含む情報更新要求を送信し、

前記第2のサーバが、前記情報更新要求に含まれる前記登録情報の更新識別子と、前記第2の記憶装置に記憶されている登録情報の更新識別子とを比較する比較ステップと、

前記第2のサーバが、前記比較の結果、前記第2の記憶装置に記憶されている更新識別子のほうが新しいものを示している場合、前記第1のサーバに、前記第2の記憶装置に記憶されている登録情報及び更新識別子を含む情報更新要求を送信する指示ステップと、をさらに有し、

前記第1のサーバは、

前記第2のサーバから送信された情報更新要求を受信すると、前記情報更新要求に含まれる登録情報を、登録情報として前記第1の記憶装置に記憶させること、

を特徴とする情報処理方法。

**【請求項 9】**

第1の記憶装置を有する第1のサーバと、第2の記憶装置を有する第2のサーバとが接続され、前記第2の記憶装置の記憶する登録情報を更新する情報処理システムであって、前記第1のサーバが、

前記第1のサーバから前記第2のサーバへのアクセスである第1のアクセスが可能か否か判定する判定部と、

前記判定の結果、前記第1のアクセスが可能な場合、前記第2のサーバに、前記登録情報を含む情報更新要求を送信する出力部と、を有し、

前記第2のサーバが、

前記情報更新要求を受信した場合、前記情報更新要求に含まれる前記登録情報を、前記第2の記憶装置に記憶させる更新部、を有すること、

を特徴とする情報処理システム。

**【請求項 10】**

第1の記憶装置を有する第1のサーバと、第2の記憶装置を有する第2のサーバと、第3の記憶装置を有する第3のサーバとが接続され、前記第2の記憶装置の記憶する登録情報を更新する情報処理システムであって、

前記第1のサーバが、

前記第1のサーバから前記第2のサーバへのアクセスである第1のアクセスが可能か否か判定する判定部と、

前記判定の結果、前記第1のアクセスが不可の場合、前記第3のサーバに、前記登録情報を含む更新指示情報を送信する登録指示部と、を有し、

前記第3のサーバが、

前記第3のサーバから前記第2のサーバへのアクセスである第2のアクセスが可能か否か判定する判定部と、

前記判定の結果、前記第2のアクセスが可能な場合、前記第2のサーバに、前記更新指示情報に含まれる前記登録情報を含む更新要求を出力する更新指示部と、を有し、

前記第2のサーバが、

前記情報更新要求を受信した場合、前記情報更新要求に含まれる前記登録情報を、前記第2の記憶装置に記憶させる更新部、を有すること、

を特徴とする情報処理システム。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

**【補正の内容】**

【発明の名称】情報処理方法及び情報処理システム

**【手続補正3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0023】**

第1の記憶装置を有する第1のサーバと、第2の記憶装置を有する第2のサーバとが接続される情報処理システムにおいて、前記第2の記憶装置の記憶する登録情報を更新する情報処理方法であって、前記第1のサーバが、前記第1のサーバから前記第2のサーバへのアクセスである第1のアクセスが可能か否か判定する第1の判定ステップと、前記第1のサーバが、前記第1のステップにおいて前記第1のアクセスが可能と判定した場合に、前記第2のサーバに、前記登録情報を含む情報更新要求を送信する第一の更新指示ステップと、前記第2のサーバが、前記第1のサーバから前記情報更新要求を受信した場合に、前記情報更新要求に含まれる前記登録情報を、前記第2の記憶装置に記憶させる更新ステップと、を有することを特徴とする。

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0024】**

第1の記憶装置を有する第1のサーバと、第2の記憶装置を有する第2のサーバと、第3の記憶装置を有する第3のサーバとが接続される情報処理システムにおいて、前記第2の記憶装置の記憶する登録情報を更新する情報処理方法であって、前記第1のサーバが、前記第1のサーバから前記第2のサーバへのアクセスである第1のアクセスが可能か否か判定する第1の判定ステップと、前記第1の判定ステップにおいて前記第1のアクセスが不可と判定した場合に、前記第1のサーバが、前記第3のサーバに、前記登録情報を含む更新指示情報を送信する登録指示ステップと、前記更新指示情報を前記第2のサーバから受信した前記第3のサーバが、前記第3のサーバから前記第2のサーバへのアクセスである第2のアクセスが可能か否か判定する第2の判定ステップと、前記第2の判定ステップにおいて前記第2のアクセスが可能と判定した場合に、前記第3のサーバが、前記第2のサーバに、前記更新指示情報を含む前記登録情報を含む情報更新要求を送信する第一の更新指示ステップと、前記第2のサーバが、前記第3のサーバから前記情報更新要求を受信した場合に、前記情報更新要求に含まれる前記登録情報を、前記第2の記憶装置に記憶させる更新ステップと、を有することを特徴とする。